

安北中 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止対策の基本事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行「いじめ防止推進法」より）

(2) 教職員の意識

- ①「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」を常に意識する。
- ②「迅速・誠実・丁寧」に「報告・連絡・相談」を、お互いに確認し合う。
- ③被害者への支援、加害者への指導はもちろん、「傍観者」や「観衆者」が、「仲裁者」になるよう、指導・助言・監督に努める。

(3) 推進事項

- ・いじめ・不登校対策委員会を機能的に運用する。
- ・「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」のPDCAサイクルを構築する。
- ・いじめアンケートを実施し、確実に対応し、継続観察をする。
- ・いじめ問題の対応について、地域・保護者に発信する。
- ・いじめ防止啓発活動を推進する。

(4) 未然防止の基本

- ・安心・安全な学校づくりに努める。
- ・規律正しい態度で学校生活が送れる学校づくりに努める。
- ・自尊感情、自己有用感が芽生える学校づくりに努める。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」に努める。
- ・すべての生徒が参加・活躍できる、わかる授業づくりに努める。

(5) 早期発見の基本

- ・ささいな変化に気づくこと→「高いアンテナと、深いソナー」をもつ
- ・情報を確実に共有すること→「報告・連絡・相談・確認」の徹底
- ・協働連携して対応すること→複数の目で、子どもを見守る

(6) 早期対応の基本(重大事態含む)

①いじめの発見（発覚）

いじめの行為が、いつ、誰から、どのような態様であったか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

②調査・聞き取り

いじめられた生徒から十分に聴取するとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先した調査実施に留意する。

③調査結果

調査結果は、校内組織で共有するだけでなく、市教育委員会へ報告し、以後の対応策について協議するとともに、該当保護者への説明責任を果たす。

④関係諸機関と連携した対応

事案の緊急性・重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、弾力的な対応について市教育委員会と検討する。

⑤事後対応

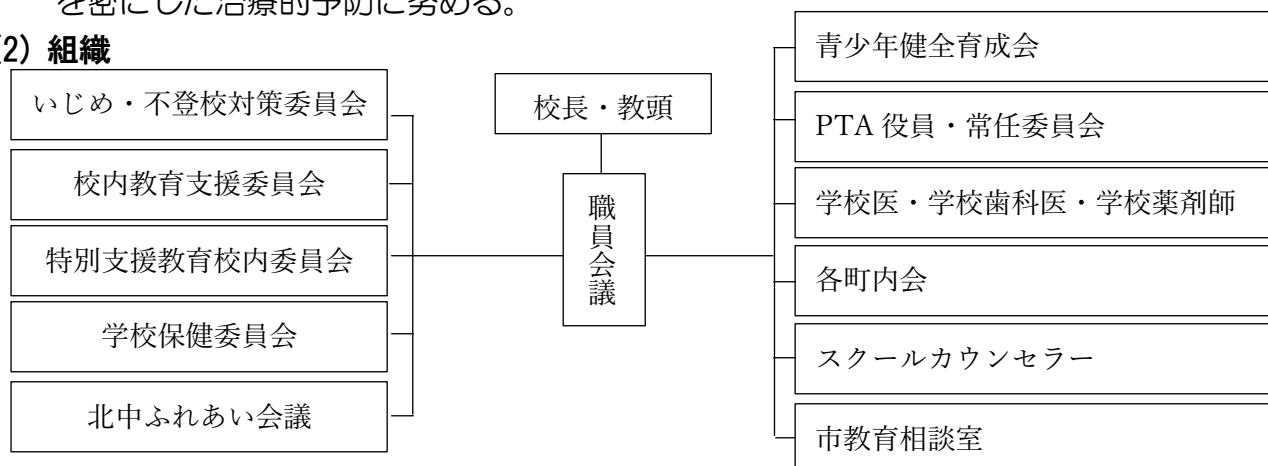
「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等についての指導を再確認し、「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」に向けて取り組んでいけるように指導する。

2 いじめの防止策の組織と指導事項

(1) 方針の重点

- ①教育活動全体の場を通して、明るくあいさつ・元気な返事など心豊かな人間の資質としての基本的生活習慣の定着を図り、心の居場所づくりと絆づくりに努める。
- ②いじめ・不登校等の問題行動の早期発見に努め、家庭・地域・関係機関等との連携を密にした治療的予防に努める。

(2) 組織



3 重大事態の対応について

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより、「生命・心身・財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 対応図

① 重大事態の発生

↓

② 市教委に、重大事態の発生を報告する＊市教委が、調査の主体を判断する。

↓

③ 市教委から、調査についての指導が学校に入り、学校が調査を実施

↓

④ 学校が、重大事態の調査組織を設置する

＊「いじめ・不登校対策委員会」を調査組織とする。

＊組織の構成については、外部から、「人権擁護委員」、「町内会長」の参加を依頼し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

↓

⑤ 事実関係を明確にするための調査を実施する

＊憶測は厳禁。

＊因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

＊迅速・誠実・丁寧に対応する。

↓

⑥ いじめを受けた生徒およびその保護者に、情報提供する

＊迅速・誠実・丁寧に、事実を伝える姿勢で対応する。

＊個人情報に十分配慮する。

＊対応後も、引き続き経過観察し、連絡を取り合う。

↓

⑦ 調査結果を、市教委に報告する

＊迅速・明確に、事実を伝える。

↓

⑧ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる

＊PDCAを意識し、修正・改善する。

＊再発防止に向けた取り組みを再検討し、実施する。